



第 22 期第 1 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 3 年 4 月 23 日

第22期 第1回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年4月23日(金) 午後2時30分から

2 場 所 静岡県庁東館 16階 0A研修室 (静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 協議事項

会長、副会長の互選について

(2) 諮問事項

知事許可漁業の制限措置及び申請期間について

資料1

小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業の許可について

資料2

(3) 指示事項

石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について

資料3

宝石サンゴの資源管理について

資料4

(4) 報告事項

太平洋広域漁業調整委員会について

資料5

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員

鈴木 精

日吉 直人

金指 治幸

原 剛

橋ヶ谷 善彦

西原 忠

内山 希人

渡邊 俊了

高田 充朗

李 銀姫

安間 英雄

三浦 綾子

影山 佳之

Web会議参加

鈴木 伸洋

田口 さつき

眞鍋 淳子

水産・海洋局

板橋 威

水産資源課

山内 薫明

飯田 益生

山田 博一

永倉 靖大

事務局

花井 孝之

池谷 得維

松浦 玲子

市川 稜

- 山田主査 山田です。よろしくお願いいたします。
- 花井事務局長 永倉主任です。
- 永倉主任 永倉です。よろしくお願いいたします。
- 花井事務局長 それから池谷主幹でございます。
- 池谷主幹 池谷です。よろしくお願いいたします。
- 花井事務局長 松浦主査です。
- 松浦主査 松浦です。よろしくお願いいたします。
- 花井事務局長 市川技師です。
- 市川技師 今年度から海区の担当になりました市川です。よろしくお願いいたします
- 花井事務局長 よろしくお願いいたします。
今回傍聴をされる方がいらっしゃいますので事務局から傍聴人規程を朗読いたします。お聞きください。
- 池谷主幹 それでは、静岡海区漁業調整委員会傍聴人取締規程を朗読いたします。
先ほどの資料の17ページになります。
静岡海区漁業調整委員会傍聴人取締規程
静岡海区漁業調整委員会傍聴人取締規程を次のとおり定める。
静岡海区漁業調整委員会傍聴人取締規程
- 第1条 静岡海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴人は、この取締規程の定めるところにより傍聴することができる。
- 第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、静岡海区漁業調整委員会事務局に申し出なければならない。
- 第3条 会長は、傍聴人の数を制限することができる。
- 第4条 傍聴人は、会議中傍聴席以外に立ち入ることができない。
- 第5条 危険物と認められるものを持っている者、酒気を帯びている者その他取締上必要があると認められる者は、傍聴席に入ることができない。
- 第6条 傍聴を許された者は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 傍聴席の出入又は進退は、静かに行動すること。
- (2) 傍聴席にあつては、会議の支障となる音声を発し又は行動をしないこと。
- (3) 拍手その他の方法により、委員の発言に対して賛否を

表わし、又は妨害をしないこと。

第7条 会長は、前条の規定に違反したものに退場を命ずることができ
る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

以上でございます。

○花井事務局長

では、ただ今から、議事に入らせていただきます。

当委員会の議長は会長が務めることとなっておりますが、今回は第1回の委員会ですので現段階で会長が決まっておりません。従いまして、会長が選任されるまでの間、私、花井が仮議長を務めさせていただき、議事を進めてまいりたいと思います。

漁業法第137条第2項の規定によりますと、「海区漁業調整委員会には会長を1人置く」「会長は委員が互選する」こととなっております。

なお、会長になられる方には、今年の5月から全国海区漁業調整委員会連合会会長として2年間、その後、会長代行副会長として2年間の計4年間、その任についていただくことになります。

このことにつきまして、会長の選出をお願いします。

○日吉委員

推薦でよろしいでしょうか。前期委員会で副会長の御経験がある鈴木精委員にやっていただけだと思います。

○花井事務局長

ただ今日吉委員から前期副会長を務めていただいた、鈴木精委員でいかがでしょうかという御意見をいただきましたが、他の皆さま、いかがでしょうか。

○各委員

意義なし。

○花井事務局長

それでは皆さま異議なしとのことですので、鈴木精委員に今後4年間、静岡海区漁業調整委員会会長、そして全国海区漁業調整委員会連合会の役員をお願いしたいと思います。鈴木精委員、よろしいでしょうか。

○鈴木精委員

はい。

○花井事務局長

よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事は、鈴木会長にお願いいたします。

それでは、鈴木会長、会長席の方へお移りいただきまして、御挨拶をいただきたいと思ひます。

○鈴木精会長

ただいま、会長に推薦していただきました鈴木です。本当に私でよろしいでしょうか。このような大役、大変不安ではありますが、一生懸命務めさせていただきます。私は静岡県が、漁業士を認定制度にしたときの、第1期目の漁業士です。思い出せば、県の東の端から西の端までの漁業者が、その場で出会い、

話す機会をもってもらったということが非常に私の財産になっています。私の中で各地の現状とか問題点とかを色々と聞いたことが私の宝になっております。それぞれの地域で自主的に資源管理をしたりということは沿岸漁業者や小規模漁業者がいるからこそのことだと思います。この海区漁業調整委員会がこのような漁業者を助けるための会であればよいと思っております。委員の皆様には協力を仰ぎながら、この会議の舵取りを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○花井事務局長 ありがとうございました。それでは、鈴木会長、以降の議事の進行につきましてお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○鈴木精会長 それでは、議題に入ります。
はじめに、(1)協議事項、副会長の互選について、であります。漁業法施行令第13条第2項にありますように、副会長は会長の職務代理としての役割をお願いすることになります。
従来、当海区では副会長は2名出でいただいておりますが、いかが取り計らえばよろしいか御発言をお願いします。

○鈴木伸洋委員 会長、鈴木伸洋ですが、発言よろしいでしょうか。会長大変ご多忙になられると予想しております。是非とも会長の御一任で副会長をお決めいただければよろしいかと考えております。

○鈴木精会長 今鈴木委員から、会長一任という声がありました。よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木精会長 それでは、副会長の選任であります。地域のバランスを考慮しまして、橋ヶ谷委員、西原委員をお願いしたいと思います。皆さん御承認をお願いいたします。御異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○鈴木精会長 異議なしとのことですので、副会長に橋ヶ谷委員と西原委員をお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

○花井事務局長 ありがとうございました。
それでは、橋ヶ谷副会長、西原副会長におかれましては、会長の両側に座っていただきますでしょうか。橋ヶ谷副会長はそのままの席でお願いいたします。では会長、お願いします。

○鈴木精会長 それでは、議題(2)以降の審議を行います。その前に、本日の議事録署名人を日吉委員と三浦委員をお願いしまして、議事に入ります。

それでは、(2)諮問事項の1つ目、知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間について、県当局から説明をお願いいたします。

○山田主査

はい、水産資源課の山田です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料につきましては、資料1と書かれているもの、資料1の別紙と書かれているものの2つありますので、お願いいたします。

それでは知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間について御説明いたします。資料1の1ページを御覧ください。知事許可漁業の種類としましては、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定められた漁業である中型まき網漁業と小型機船底びき網漁業の2種類があります。また、漁業法第57条第1項の規定の規則で定められた漁業におきましては、資料2で説明いたします短期許可などを除く、小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業など12の漁業について今回お諮りします。

知事許可漁業の一斉更新についてですが、知事許可漁業の許可の有効期間は令和3年8月31日までであるため、令和3年9月1日付けで許可証を更新する必要があります。許可の更新にあたり、知事許可漁業の取扱方針等を定め、この取扱方針等に基づいて新たな許可証を発給することとしております。

知事許可漁業の一斉更新に係る海区漁業調整員会での諮問、協議及び報告の経緯について説明します。2ページの表も併せて御覧ください。まず初めに、県内の沿海漁協などから知事許可漁業に関する要望を聴き取った上で、令和2年の9月から12月の海区漁業調整委員会におきまして漁業調整や資源保護の観点から協議を行った結果、「たい2そう船びき網漁業」の漁業時期を以下の通り変更することとされました。

また、公示した船舶等の数または漁業者の数を超えて申請があった場合に許可又は起業の認可をする者を定めた「許可の基準」を本年3月の海区漁業調整委員会で諮問し、答申を受けました。

また、同時に知事許可漁業の許可の基本方針、取扱方針、制限措置及び条件について御協議いただき、内容について了承されました。なお、現行の許可からの主な変更点は、漁業法及び漁業調整規則の改正に伴う条項や規程箇所の変更であり、実質的な変更はありません。

さらに、有効期間に関しては、漁業調整や資源保護の観点から、引き続き、3年とすることについて御協議いただき、了承いただいております。

2ページに示しました2の諮問事項を御覧ください。

知事許可漁業の有効期間、制限措置及び申請期間につきまして今回御審議いただきたいと考えています。

まず、許可の有効期間についてですが、規則第15条を示しました6ページを御覧ください。

第1項に、許可の有効期間は次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とあり、昨年12月の規則改正におきまして最大5年とすることとなりました。また第2項で知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めるこ

とができると規定されています。

2ページにお戻りください。

(1) 許可の有効期間の1ポツ目ですが、知事許可漁業については、漁業調整上又は資源保護培養の観点から、引き続き、有効期間を3年、令和3年9月1日から令和6年8月31日までとすることとしたいと考えています。ただし、引き続き一斉更新による許可の更新を行うため、同一の漁業につきましても同一の期日に満了するように定めるものとしたします。なお、このことにつきましては先ほど御説明いたしました通り、本年3月5日の海区漁業調整員会で協議、了承いただいております。

次に制限措置及び申請期間についてです。

制限措置の内容につきましては、規則第11条を示した5ページを御覧ください。第1項におきまして、知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。制限措置の内容である1から6までの内、2の許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び漁業者の数、つまり許可の数を除いた部分につきましては、令和3年3月5日の海区漁業調整委員会で協議、了承いただいているところです。

2ページにお戻りください。諮問事項(2)の2ポツ目ですが、許可の数を定めるルールとしましては、令和3年3月5日の海区漁業調整委員会で御協議いただいた知事許可漁業一斉更新の許可等に関する取扱方針のI基本方針の

(3) 許可又は起業の認可をすべき数に基づき、「原則として一斉更新直前の許可数又は起業の認可数をもって定める。」こととしていますが、令和3年9月1日以降に操業する意思のない許可については削減することとし、許可の数を定めています。

制限措置の内容につきましては、別紙に示しております。各漁業の制限措置の欄外右側に示しております数字は、前回の一斉更新時の許可数になります。

なお、固定式一、二枚刺網漁業におきまして事前に配布しました資料において、区域分けと許可の数に修正の必要な箇所が発覚しましたので修正しています。また、軽微な語句等の修正、追加、削除をしております。大変申し訳ありませんでした。

それでは、次に申請期間についてです。5ページを御覧ください。規則第11条の第2項を御覧ください。下から4行目になります。申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とするとあります。

2ページにお戻りください。諮問事項(2)の下から2ポツ目になります。申請期間につきましては、今後事務的な準備を行い、「令和3年6月11日から7月12日まで」とすることとしたいと考えています。

制限措置及び申請期間につきましては、本海区漁業調整委員会の答申を踏まえて知事が決定し、公示します。

資料としましては、3ページに諮問文、4ページ以降関係する省令、規則を

示しています。

以上でございます。

なお、軽微な修正などありました場合は、事務局に一任いただきたいと思います。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木精会長 ただ今、県当局から説明がありましたので、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

御意見、御質問ありませんか。

○鈴木精会長 それでは意見もないようですので、(2) 諮問事項の1つ目について、原案のとおり了承でよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木精会長 それでは御了承いただきましたので、(2) 諮問事項の1つ目は原案のとおり了承いたします。

それでは(2) 諮問事項の2つ目、小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業の許可について、事務局から説明をお願いいたします。

○山田主査 水産資源課の山田です。引き続きよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。資料2を御覧ください

小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）の許可につきまして御説明いたします。

まず背景ですが、本漁業はナガラミやハマグリを漁獲対象とする小型機船底びき網漁業であり、右の図に示してありますような漁具を船で引っ張ることにより、砂地の海底をかきまして貝を漁獲する漁業でございます。遠州灘沿岸では主にナガラミを漁獲し、吉田沖では主にハマグリを漁獲しています。1回あたり30分から1時間網を曳きまして、1日に5回程度操業します。

許可の取扱いにつきましては、8ページに示しました許可などの取扱方針の基本方針の抜粋を見ていただきたいのですが、6に短期許可等について「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し、短期許可扱いとする」と定めています。

ナガラミの漁獲状況につきましては、平成21年以降は、漁獲量が20トン、1日1隻あたりの漁獲量、以下CPUEといいますが、60kgを超えていましたが、平成27年には大幅に減少し、平成28年と令和元年にはほとんど獲れませんでした。

平成28年と令和元年に漁獲量が著しく低下したことから、翌年の許可証の発給を停止し、特別採捕による資源状況のモニタリングを実施しました。

令和2年の特別採捕の結果、CPUEは54.5kgと比較的高かったものの、殻

径組成を見ると殻径26～27cmの個体（推定2歳）でピークが見られましたが、昨年生まれの殻径12mm前後の個体（1歳）や産卵の主体となる殻径30mm前後の個体（3歳）が認められなかったことから、令和3年においても特別採捕を実施し、資源状況を調査することとしました。

一方で、漁業者の話では、令和2年の特別採捕において小さな個体も獲れたが、測定せず放流してしまったこと、感覚としてナガラミが多いと感じていること、令和3年の特別採捕においてもこれまで漁模様が良いことから、漁業として許可してもらいたいとの要望がありました。

5ページに示しておりますように、令和3年4月に遠州漁協から当該漁業許可を受けたい旨の要望書とともに、4月上旬における特別採捕の結果が提出されました。

その結果、4月上旬のナガラミのCPUEは48.5kgと前年とほぼ同様に高く、殻径組成においても1～3歳と考えられる個体が認められたことから、4ページの告示案の内容で許可を行うこととしたいと考えています。

ただし、引き続き、資源保護とモニタリングが必要であることから、以下の（1）に示しておりますように若齢貝の保護のため、殻径25mm以下の個体は放流すること、を許可の条件に付し、（2）にあります、資源状況をモニターするため、操業した許可船舶1隻当たり期間中1～2回の頻度で、概ね100個体のナガラミの殻径を測定し、水産資源課に報告することを指導していきたいと考えています。

2の諮問事項を御覧ください。

小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）の許可につきまして静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置では1から6の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和3年5月7日から5月13日までとしたいと考えています。

また静岡県漁業調整規則第15条第2項に基づき、有効期間を許可日から令和3年5月31日までとしたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木精会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○安間委員 はい、会長

○鈴木精会長 安間委員どうぞ。

○安間委員 はい、今説明をしていただきましたが、たまたま私が組合長をやっているのがありますが、これ要望を出させていただいたのは委員になる前の話でありまして。現場の漁師からも今ここに説明がありましたように、ここ2、3年不漁ということで、自分たちも自粛しながらやってきた。そして去年の特別採捕の

折に、現場ではどうしても稚貝がそれまでは放流をしていたと。それが県の方にサンプルとしてあがっていなかったということもあったようですが、まあそういうことで、今年の当初は厳しい許可が出ていたわけではありますが、このナガラミも大きくなるとある程度とってやらないと他のものが大きくなれないというようなそのようなこともあるようですね。現状ではある程度成育しているものですから、お願いをしたいというようなそのようなことで説明をさせていただいたわけですが、何卒委員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。そしてひとつお聞きしたいのですが、この許可は浜名の方では出ているのですか。

○山田主査 浜名のほうでは出ておりません。

○安間委員 出てないですね。そうすると現場の人たちからちょっと話があったのですが、3月12日のインスタグラムでナガラミの販売がされていたと。行ってみると密漁ということになるのかと思いますが、ここに資料がありますので調べていただきたいなということも申し添えておきたいと思います。以上です。

○鈴木精会長 他に。はいどうぞ。

○影山委員 影山です。事務局から説明があったように、2ページに2番目のポツでですね、結局、特別採捕の結果から資源が回復していると分析評価して、特別採捕から漁業の許可に移ると、こういう判断をされたと理解したわけですが、今回提示されている、1ページ目の特別採捕のデータが必ずしも十分に色々な要素が提示されていないわけなので、正確に理解できているかどうかわかりませんが、表面的にはですね、ここに提示されたデータからすると、資源が回復しているというふうに判断することについて私とすると心配があります。そういう意味ではもう少し特別採捕の全体の総漁獲努力量がどれくらいであったのか、それとかですね、特別採捕がどれくらいの頻度でやられたか、それも含めてですね、例えばCPUEについて特別採捕でやった経過の中での減少傾向とか、そういうものをもう少し細かにみてみないと、資源が回復しているという評価はちょっと心配じゃないかと思うわけです。グラフで見ますとCPUEは令和2年と令和3年でほぼ50kgくらいでほとんど変化してないですね、殻径組成を見ますと、説明があったように令和2年の場合は2歳貝が中心、これが翌年令和3年には3歳になっていると。さらに小さいのがいっぱい前年にいたけれど放流しちゃったよというのが今度は26mm前後、そこに2歳として出てきていることになりますね。そうすると2歳の貝、個体重がかなり小さいですね、軽いものですね。それが3歳になった部分で、下の殻径組成のほうからすると、重量はこの3歳のものが主体となっているというふうに思われるわけですね。2歳が3歳に移行してきている。前年放流してしまった1歳だったものが2歳としてこのような山になっている。そうするとこの3年の時点で3歳、これは年を遡っていくと2018年生まれになるということでしょうかね。翌年2019年の発生群は放流しても前年の2歳貝より少ないということになるわけですね。というこ

とは後続部隊の年級の個体数、資源量というのは必ずしもこのグラフからみると多くなっているように見えないと。3歳の貝もここで獲ってしまうとかなり資源を食いつぶすおそれがあるんじゃないかな。特別採捕がですね、どれくらいの総漁獲量が出ているかはわかりませんが、案の中にあります操業日数、期間を14日間を想定しているようですが、半分出たとしても7隻日出るようになると思うんですね、それが努力量がどれくらい増えるのか、それによって随分間引く量が多くなる可能性があるんで、もうすこし特別採捕の中身を慎重に見て、本当にこの資源が回復傾向にあるのかどうか。私からすると提示していただいたデータからすると心配があるなというふうに言わざるを得ないと思っております。

それでもうひとつですね、お話ししておきたいのは、説明の中にありましたけれど、砂浜性の貝類とかは発生が年によって大きく変動する。卓越年級群が突然出てそれがある程度大きくなって何年か漁獲される。そういうパターンになりやすいんですけど、そういう資源についてはできるだけ経済的にも資源的にもですね、優位な状況まで大きくして複数年獲るとというのが、漁業のうえから最も望ましい。他の貝でも私自身が扱った中ではサザエなんかもそういう特徴があったんですけども、なるべく多年にわたって獲る、そういうことが重要だと思っておりますので、今回提示されたデータでいくと総漁獲努力量を許可の漁業にした場合にですね、大きく増えると、この3年のグラフで見ますと、3歳と2歳を獲り尽くしてしまうようなことにならないのか、その辺をですね、十分吟味して判断していただきたいと、こういう風に感じました。以上です。

○鈴木伸洋委員 鈴木伸洋ですけれど、発言よろしいでしょうか。

○鈴木精会長 どうぞ。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます。今、影山委員からお話があったことに対して私も同じような意見をもっております。私のほうでも多少ですけどもナガラミについては産卵に関わる部分について調査をさせていただきました。それによりますとナガラミの産卵期については、いつからいつまでというのは推定できなかったのですが、少なくとも、産卵期に何回も何回も繰り返して産むような卵巣構造はしていませんでした。はっきり言いますと、ある程度の集団でバーツと産んでは終わってしまうというような産卵のピークがあるように思います。すなわち産卵している個体をかなりの量獲ってしまうと、次の資源が続かない可能性があるというように考えております。

また、影山委員がおっしゃるように、特別採捕等において、さらに調査を進めていく必要があると思うのですが、その中で産卵に関わる部分で言うと、殻長を測定されると思うのですが、ある程度の抽出サンプルをとっていただいて、そこで卵巣の色を見ていただきたい。卵巣の色が灰色から黒になっていけば、もう成熟卵を持っている卵巣であるということが、このナガラミについてはいえるというように考えています。従いまして、当然のことながら、サンプリン

グの中で卵巣の黒化の出現というような状況も併せて調査をしていくことが重要なことだと考えております。以上であります。

○鈴木精会長 ありがとうございます。

○安間委員 はい、会長

○鈴木精会長 はい、安間委員 どうぞ

○安間委員 はい、ご心配していただいている委員のことも十分わかります。一方ですね、先ほど申し上げたように、この資料が、去年とか一昨年が、現場の意見がしっかり反映されていない部分がどうも、現場の漁師から言わせるとあるようでございますので、そういうことも含めてですね、改めて特別採捕をもうちょっとやっていただいて、判断をしていただけるとありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○鈴木精会長 はい、西原さんどうぞ。

○西原委員 4月上旬の特別採捕をやったものは、結局うち（御前崎魚市場）の漁協の市場にも並んでいるのです。遠州漁協はしらすの競りがあるのはわかっていますけれども、ナガラミの競りというものはやるのですか。

○安間委員 うちではやっていないです。浜松市場の方へいつているみたいです。

○日吉委員 うちの方にも、だいぶ流れてくるのです。それで私も4月上旬に何回か見ております。それでこうなると総量の管理が本当にできるのかと、そういう懸念も持たれますし、本当に資源管理が自分の市場内でできないのに、どれだけの量がいっているのかというのが、やはり確認がなかなかとれないのではないかと思います。やはりそういうこともあって、結局、漁業法の変更で色々と漁協で独り占めしてはいけないとか言いますが、なかなか資源保護とかにおいては逆効果ではないかという懸念を持っております。ですから許可を出した人達の資源管理の取組をもう少しやはり管理できる体制に持っていつてもらいたいな、ということが私の意見です。

○安間委員 はい、ありがとうございます。うちの市場では特別扱っていないのですが、報告だけは全部うちの組合の方にしていただいて、県の方に許可を申請しているというようなことで、ナガラミというものはどうも好き嫌いというものがあるようで、他の所に持っていつてもさばけないと。浜松市場では特別扱ってくれるものですから、そちらに出しているということが実態のようであります。それと先ほど申し上げましたが、浜名の業者でインスタグラムでやっているというような、これが現場の漁師から私のほうに報告があつて、密漁ではないかと。こういうところをしっかりとやってもらわないと、資源保護につながらないし、おかしなも

のになるから、それはしっかりこの委員会でやってもらいたいと。そのようなことがありましたので、その点はもう一度お伝えさせていただきます。以上です。

○李委員 李です。すみません、少し単純な質問をさせてください。スーパーとかの魚コーナーが好きでよく回るのですけれども、ナガラミを見ていると、ほとんどが千葉県産というのが多いのですよね。例えば今回資源の回復が見られるということですが、資源の健全性からみて、千葉県産の状況と比較してみるとどのような状況か、というものが、そのあたりもし御存知でしたら教えていただきたいと思うのですが

○山田主査 資源課の山田が答えます。千葉県産との比較、大きさであるとか、獲れ具合であるとか、そういった比較については行っておりません。

○李委員 あまり聞かないですね。千葉県でナガラミの資源問題があるとか、そういう話は、私は聞かないですけれども。

○山田主査 はい、そうですね。聞いておりません。

○李委員 わかりました。ありがとうございます。

○眞鍋委員 すみません、眞鍋と申しますが、発言よろしいですか。

○鈴木精会長 はい、どうぞ。

○眞鍋委員 私もっと初歩的なことですが、せっかく生産地からのお話をお伺いできるということで。先ほどおっしゃったように、ナガラミは他の地方から見ると静岡県の方は本当に好きなのだな、とそのような印象がある食べ物なのですが。こちらの資料を見ますと、平成23年、24年あたりから突然ぐんと漁獲量が伸びてますよね。それはなぜ突然このあたりでたくさん出たのでしょうか。先ほどおっしゃっていたように、好き嫌いがあるので扱われるところも限られているというお話でしたが。なぜこの平成23年あたりで突然伸びているのですか。

○山田主査 はい、山田が答えます。先ほど影山委員からもお話がありましたように、このナガラミという貝は、卓越年級群が出て、それを獲るような漁業である、という説明があったと思いますが、この平成の20年代については、そのような多くの貝がいた時期に該当するのではないかと、というように考えております。以上です。

○影山委員 貝類で特に砂浜性の貝類ではそういう事例が多いのですが、再生産、卵を産んでそれがプランクトン様の生活期を過ぎて、着底をしていくと、そういうことを成長過程でするわけですけど。それがどういう構造というか機構になっているか、完全に解明されてはいないと思いますが。砂浜性の貝類ではですね、ある年に突然、思いもかけないような稚貝が発生するということが時々あるのです。そ

これは、生物の特性なのか、生息する環境のことなのか良くわかっていないのですよね。ハマグリなどでもそういう大発生をすることが結構見られていて、漁業者の方もそういったことは経験をされていて、コタマガイ、ハマグリを平べったくしたような貝も遠州灘でも大発生をしたことがあります。そのような生物特性が元々あって、あるとき大発生すると、それが大きくなって何年か漁業の対象となってたくさん獲られる、こういう生物特性というふうに理解していただければとりあえずは良いのかと思います。

○眞鍋委員

わかりました、ありがとうございます。

つまり貝の方が増えたということですね。もしかしたらこれは、ナガラミが商売になるということで獲る方が増えたと思ったのですが、そうではなくて、いつもどおり獲っていたらたくさん獲れた、という意味なのですね。

○山田主査

はい、7ページを御覧いただきたいのですが、許可数の推移を示しておりますが、許可年度ごとの許可数ということで、平成20年代の遠州漁協さんにおきましては、11隻から14隻の間で操業されておりますので、隻数が急激に増えたという状況ではないと考えております。

○眞鍋委員

ありがとうございます。よくわかりました。

○山田主査

先ほど安間委員のほうから、引き続き特別採捕で、というような発言がございましたが、そういう方向で行きたいということでよろしいですか。

○安間委員

とりあえずはそうにしていただければ。実態にあわせて改めて。

○板橋局長

ちょっとすみません、確認させてください。

今回漁業者の方々から要望があった内容は、特別採捕をやりたいということではなくて、許可をしてください、ということでしたけれども、安間委員としては、特別採捕で引き続きやればいけないんじゃないか、というご意見ですか。

○安間委員

他の心配されている委員さんもいらっしゃるものですから、改めて現場を調べていただいた方がいいかな、そういう想いです。

○鈴木精会長

この件につきまして、色々なご意見が出ました。その中で、資源的にも単年度の調査では心配だということの中で、特別採捕ではどうかという。この地区の安間委員もそのような気持ちでいるということで、今回は特別採捕の許可にて、また調査をする、そのような格好でよろしいでしょうか。ちょっと事務局の方に確認します。

○山田主査

現状3月26日から、特別採捕において調査されておりますので、引き続き特別採捕で調査の操業をしていただければと思います。

- 鈴木精会長 それとあと一点。期間前に品物が出回ったという、密漁ではないかというような意見がありましたけれども、その辺の調査も、資源課の方でしていただけますか。
- それでは意見が出尽くしたようですので、(2) 諮問事項の2つ目につきましては、特採ということで承認していただけますか。それでよろしいでしょうか。
- 田口委員 すみません、ちょっと教えていただきたいことがあるんですけどもよろしいですか。
- 鈴木精会長 はい、どうぞ
- 田口委員 ナガラミなんですけど、魚価ってというのはずっと安定したものなのでしょうか。
- 西原委員 私の南駿河湾漁協の方で市場がありまして、やはり3センチ以上の大きいものになると、2kgで2,000円から3,000近くします。ただ、小さいものになるとガクンとその半値くらい、1,000円くらいになってしまいます。活魚で生きたまま販売しております。ただナガラミの特性で砂を含むものですから、砂を吐き出させてから消費するというのが通例です。以上です。
- 田口委員 ありがとうございます。やはり3センチという峠を越えると、もうちょっと効率よく売れるようになるのかなと思うので、そのサイズの大きいものを増やしていくということを念頭に置くことが大切と個人的に思いました。あと2ページで、資源状況をモニターするためというふうに書いてあるんですけども、水産資源課は、このモニターのデータを見ながら操業をやめましょう、とかそういうような指示を出される予定だったのですか。
- 山田主査 山田ですけれども、許可になった時は、操業を中止というのは難しいと理解しています。
- 田口委員 許可になって、操業をちょっとやめてみましょうとか、漁模様が悪くなりました、というのは、やはり現場に任されてしまうことですか。
- 板橋局長 許可を一度して、その上で県の方から指示をするというようなことはなかなか難しいのですけれども、例えば助言をするというようなことについては随時していくことは可能です。
- 田口委員 もしそうだとすると、遠州漁協さんの漁業者の方が、どういう場合に操業を早く切り上げるだとか、そういうような決め事をお作りになって、またここで開示されたらいいんじゃないのかなと思います。

- 山田主査 はい、ありがとうございます。
- 鈴木精会長 いろいろな意見等が出てきました。ちょっと事務局との打ち合わせをしたい
と思いますので、5分間、休憩をさせていただきます。よろしいでしょうか。
- 鈴木精会長 この件に関して、特採の中での操業を続けてもらうということで事務局もそ
れでよろしいでしょうかね。
- 山田主査 答申としましては、特採としてやっていくように、となると思います。
- 鈴木精会長 今のことでよろしいでしょうか。
- 日吉委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、ナガラミについて、流通で不明瞭な点
があると、結構高価なものですよね。一番の問題点はこれに限らず、流通の生産量。
先ほど局長の方からお話しがあったとおり資源管理も、一丁目一番地ですよね。
貝に限らず魚に対して絶対ガラス張りにしないと、この資源問題というの
はできないと思うので。今、西原さんからお聞きすると、不明瞭な流通も
あるということなので、その辺をやはり厳しく管理して、となるなら私も
賛同すると言う意見ですけれども。
- 鈴木精会長 はい、ありがとうございます。それでこれに関しては他に御意見ないよ
うです。今回の諮問は、特採を継続する、の方が良いと判断するという
ことでよろしいですね。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木精会長 はい、ありがとうございました。続きまして（3）指示事項の1つ目、石
廊沖海域におけるいか一本釣り漁業とまき網漁業の操業について、事
務局から説明をお願いします。
- 飯田班長 はい、水産資源課飯田から説明させていただきます。新しい方もいらっ
しゃるということで改めてよろしく申し上げます。それでは私のほう
からは、石廊沖海域におけるいか一本釣り漁業とまき網漁業の操業の指
示についてということで説明させていただきます。座って説明させてい
だきます。
- こちらの指示事項ですけれども、毎年指示を発令している案件となり
ます。資料3の1ページを御覧ください。まず、委員会指示とした経緯
について、御説明いたします。
- 昭和44年頃、岳南地域の製紙会社の汚水に起因する駿河湾漁場の汚
染が拡大したことで、まき網漁業は操業の危機に直面し、この危機を
乗り切るため、石廊沖漁場への依存度が高くなりました。
- 一方で、一本釣り漁業者も石廊沖を主漁場としてイカの漁獲が順調
で、イカを主たる漁獲対象とした漁船数も増加傾向にありました。

このような状況の中、石廊沖でサバを対象とするまき網漁業と、同じ漁場を主漁場とする賀茂郡下一円のいか一本釣漁業との漁場が競合し、紛争が発生いたしました。

この紛争には、当時の漁業調整委員会や県が仲介に入りまして、調整を図ったことにより、昭和49年に石廊沖漁場調整協議会が設置され、この協議会の場において石廊沖漁場におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、許可対象でない魚介類を漁獲してしまった場合の取扱いなどを定めた、石廊沖協定が締結されました。

この協定の実効を期するため、昭和50年以降、要望書に基づく委員会指示を、毎年発令しました。

その後、平成21年に、いか一本釣漁業を含む県下一円の一本釣漁業者の組織として静岡県沿岸一本釣漁業者協会が設立され、平成26年3月に県沿岸一本釣漁業者とまき網漁業者との間で、石廊沖漁場を含む県下全海域を対象とした協定が締結されるに至りましたが、石廊沖漁場におけるまき網の操業については、要望書に基づく委員会指示の発令が継続され、本年も従前と同様の6月から9月におけるまき網の操業日を主体とする指示を求める要望書が、両者の連名で静岡海区漁業調整委員長あてに提出されました。

要望書に関しましては、3ページ、参考として昨年発令した委員会指示の内容を4ページに添付してございます。

また、石廊沖漁場の区域につきましては、5ページに示しました。図の中で斜線で網掛けした部分で、南伊豆町石廊崎灯台正南の線と同町妻良(めら)の旭山(あさひやま)の山頂正南の線の間海域となります。

それでは、2ページを御覧ください。

今回の委員会指示案について示してございます。

1の(1)から(4)までが、まき網が操業可能な日、(5)及び(6)が操業する場合の条件、2に、いか一本釣りが操業する場合の条件、3に漁獲成績報告書の提出について指示する内容となっております。

委員会指示に係る漁業法第120条第1項の条文は、6ページを御参照ください。2ページに戻りまして、下線部分が今回の指示の変更点となります。

変更点は年次のほか、昨年12月に改正された漁業法の条項、会長のお名前、そして御覧のように操業日につきまして、1の(1)から(4)まで、下線のとおり操業可能な日を変更するものでございます。

今後の取扱いにつきましては、前年の委員会指示と同様の内容で、有効期間を令和3年6月1日から令和3年9月30日までとする2ページの内容を指示してよろしいか、御審議をお願いしたいと思います。

なお、了承していただいた場合には、指示案のとおり県公報にて公示いたします。軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○鈴木精会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

これは内容的には前年度と同じということですね。

- 飯田班長 はい、日付の方を変えさせていただきました。
- 金指委員 一漁業者としての意見では、十五夜の内の六夜とか決めているのは、事前に、事務局さんのほうに連絡して行かせてもらうわけですが、なかなか行ったら思ったより気象が悪かったとか、潮流が速かったとかというような状況があつて、もう少し日にちを、というような気持ちもありますけど。去年辺りを見ると、十五夜の内の六夜で十分操業できていますので、是非とも今年もこういう形でお願いしたいと思っております。
- 鈴木精会長 他に質問ございませんか。
 特に御意見等がないようですので（３）指示事項の１つ目につきましては原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木精会長 それでは、（３）指示事項の１つ目については原案どおり了承することといたします。
 続きまして、（３）指示事項の２つ目 宝石サンゴ資源の管理について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 事務局の松浦です。よろしくお願ひいたします。資料４について御説明いたします。座って説明させていただきます。
 まず、宝石サンゴの資源管理についての経緯ですが１ページを御覧ください。
 平成27年10月20日付けの水産庁通知で、国内の宝石サンゴ資源の管理について、委員会指示で禁止する等の措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行うよう指示がありました。
 この背景についてですが、９ページの水産庁通知の真ん中あたり、１．背景を御覧ください。
 宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰していることから、我が国においても宝石サンゴを対象とした漁業への漁業者の関心が高まっています。
 一方で、宝石サンゴは１年間で0.2mm程度しか成長せず、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学の特徴を有しています。
 また、５年前には、小笠原水域における多数の中国サンゴ船による宝石サンゴの密漁問題が国内で注目を集めました。国際的にも、宝石サンゴの種の保存のため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の附属書に掲載し、国際取引を制限するべきとの議論が生じています。
 再び１ページにお戻りください。こうしたことを受け、２つ目のポツになりますが、平成27年度から平成28年度にかけて本委員会でも管理の方向性

や指示の内容について協議していただき、平成28年度以降、毎年、指示を
発出してきました。

指示の内容については、①承認を受けた者を除き、宝石サンゴの採捕を
禁止、②承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者、③承認を受
けた者であっても採捕した宝石サンゴの譲渡、販売は禁止、といったもの
です。

なお、指示を平成28年に発出して以降の状況ですが、承認件数及び指示
違反件数はいずれも0件でした。

令和3年度の指示を検討するに当たり水産庁担当課に資源管理の方針に
ついて確認したところ、平成27年10月20日付けの水産庁長官通知の通りで
変更なし、とのことでした。また、このようなことから、今年度以降につ
いても、宝石サンゴの繁殖保護を図り、漁場の使用に関する紛争防止のた
めに同じ内容で指示したいと思えます。

なお、宝石サンゴの分布と漁業等についてですが、対象は、アカサンゴ、
モモイロサンゴ、シロサンゴで装飾品にあるピンクや朱色のサンゴが該当
します。相模湾以南の水深100-300mの海底に生息していますが、成長は非
常に遅く、人工飼育により増産を図るのは非現実的です。

漁法は潜水艇や船で底引き網のように海底を曳くサンゴ網で採捕し、平
均単価は平成17年にキロ当たり17万円程度だったものが、平成26年には10
倍に跳ね上がったという経緯がございます。各県の管理状況等については、
以下のとおりで調整規則や指示で制限を掛けているところがございます。

次に、2. 指示事項ですが、指示の内容自体はこれまで通りです。

本指示は平成28年度から新たに開始したものであり、当初、柔軟に対
応できるよう平成30年度までは1年単位の有効期間としてきましたが、
対応しうる事例がなかったため、前回の指示期間となる令和元年から有
効期間を延長しており、今回も令和3年6月1日から令和5年5月31日
までの2年間として指示したいと考えております。

2ページを御覧ください。指示案を掲載しておりまして、下線部が変
更箇所該当します。変更については指示等の日付修正のほか、令和2
年12月1日の法改正に伴う根拠法令の条項の修正、海区会長交代による
会長名の変更を行います。

また、4ページを御覧いただきたいと思うのですが、4ページにあり
ます承認の申請書を例として御説明しますが、申請者氏名の後ろに印の
マークが残っております。判子レスとなっている中で押印を残した理由
を御説明します。指示の中で承認を受ければ採捕できるとしている者の
範囲を、3ページの取扱要領の第1の中で定めており、そこには、国、
地方公共団体、独立行政法人、それから若しくは学校教育法に基づく大
学又はこれらの機関の委託を受けた者となっています。

この限られた機関においても、組織所属者が1人で作成し海区会長あ
てに申請することのなきよう、組織として決裁をとって申請したことが
わかるように代表者の印を押すという様式は変えずにそのままにしたい
と考えています。これについては6, 7, 8ページの様式についても同様

です。

それでは、1ページにお戻りください。2の指示事項になります。指示の内容について了承された場合には、公報にて公示します。また、本委員会後に軽微な変更があった場合は修正を事務局に一任していただきたいと存じます。それでは、委員会指示の内容について御審議の程、よろしくお願ひします。

○鈴木精会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

○日吉委員 ちょっとお聞きしたいのですけれど、静岡海面においては商売でやられる方はいないわけですよね。直近で私の友人がこれを指導して、和歌山では採捕が始まったようなんですけど、20億近くの水揚げをしているらしいんですね。一番心配なのは、静岡海面に、このような高価なものなので、船が操業しに来ていないか、つまり密漁ですよね。テレビでも見たことありますけれど、網みたいなのを引っ張ったり、ああいうロープで獲ったりするわけですから、あまり目立たなくできそうな感じがするのですけれども。そういう把握はされているのでしょうか。

○松浦主査 捜査情報なので聞いたことがあっても言えないのですけれど、直接聞いたことはございません。

○日吉委員 十分あり得そうな話だと思うんですよね。以前、小笠原とか青ヶ島まで中国のサンゴ船が押し寄せて大騒ぎになったことがありましたけれども。そういうところにアンテナを張っていただきたいな、と思います。

○三浦委員 先ほど、申請者の印を残すという御説明をいただきましたけれども、こちらの5ページの「承認をする」のところの会長の印はそのまま残す形でよろしいですか。

○松浦主査 残すつもりでおります。偽造じゃないよ、というところの。あとこの上に契印が打たれます。

○三浦委員 はい、ありがとうございます。

○鈴木精会長 日吉委員から出ました密漁という部分。伊豆近辺においては地元のキンメ船が四方八方を向いて出漁している中で、不審な船がいればすぐにわかるかと思ひます。今のところ伊豆近辺に関しては「あの船はなんだ」というような情報は一切入っておりません。ただ、密漁する仲間というのはその辺は巧妙にやる部分が多々あるかと思ひます。その辺も海区から十分注意するよう話をして

おきます。

- 田口委員 教えていただきたいんですけど。最初に5ページで採捕したい人は、どれくらいの数量というのを事前書き込んで承認を受けると思うんですけど。そのあと8ページで採捕の報告書を出すんですけど、本当にこのとおりだ、というのを確かめるのは、県の職員のお仕事なのですか。
- 松浦主査 実際に、海区の事務局が確かめる方法は、報告書の数字から確かめるしか方法がなくて、一緒に船に乗って、何キロ、と測ったりというような想定はしておりません。
結局そここのところに全ての許可の申請とか、先ほどの特別採捕もそうなんですけれど、何キロ以内、というふうに申請を出して、報告書に何キロ以内だったよ、ということはチェックは必ずするんですけど。そういう意味も含めて、ちゃんと申請書を出せる人を限っている、というのもあります。単独で勝手に出さないで、組織の中で研究するためだよ、ということで出す。そこで入口を制限しているということもあります。先生の質問の答えには直接なっていないんですけども。
- 田口委員 ありがとうございます。
- 李委員 ここ数年の申請件数というのは何件ですか。
- 松浦主査 ずっと0になります。
- 鈴木精会長 他にございませんか。
御意見が出尽くしたようですので(3)指示事項の2つ目につきましては原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木精会長 それでは、(3)指示事項の2つ目については原案どおり了承することといたします。
続きまして(4)報告事項 太平洋広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 海区事務局の松浦です。引き続き資料5について御報告いたします。座って御説明いたします。
資料5を御覧ください。資料を読み上げる前に簡単に御説明しますが、先月3月に、この太平洋広域漁業調整委員会本委員会がWeb会議形式で開催され、鈴木精委員に、当日、水産・海洋技術研究所伊豆分場からWeb経由でご出席いただきました。また、事務局として池谷、松浦が県庁にて会議を傍聴いたしましたので、その概要について報告いたします。それでは資料

に基づき御説明いたします。

太平洋広域漁業調整委員会ですが、この委員会は、資料Ⅰの１の（１）にありますように、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつそれを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理にかかる漁業調整を行うことを目的としています。この委員会は（２）にありますように漁業法第152条が設置の根拠となっています。

また、太平洋広調委は北と南に分かれており、静岡県は太平洋南部会に所属しています。２のこれら委員会の機能は以下に記載のとおりです。

資料のうちⅡの報告事項を御覧ください。

第34回太平洋広域漁業調整委員会が令和３年３月16日に開催され、冒頭でも申しましたが都道府県互選委員として、静岡県からは鈴木精委員に御出席いただきました。

今回の議題に沿って報告をいたしますが、まず太平洋南部キンメダイに関する委員会指示については、通常、この時期の本委員会では、１ページ下の太平洋広調委指示第38号（案）についてのみ議題となります。しかし、今回は、ア 太平洋南部キンメダイの資源管理に関する議題が特出しされ、１つ目のポツになりますが、事務局の水産庁から、一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）におけるキンメダイの現行資源管理措置（自主的管理措置）について説明がありました。お手元の資料では、５ページから御説明します。こちらのページを御覧いただけますでしょうか。

太平洋南部のキンメダイの資源管理についての話ですが、基本的に一都三県のことです。漁業の紹介や自主的に行っている資源管理措置の説明、それから、６ページの下半分の箇所、５の関係漁業者間の連携体制として、漁業者から出された意見の報告がありました。

次の７ページでは現在の取組状況と漁獲量の推移を、それから国の水産資源研究所担当者から今後のキンメダイの資源管理について説明が続きまして、提案がありました。

ページ数13が該当箇所になります。上半分、キンメダイのシルエットからフキダシが出ているところで、資源を回復させたい場合は努力量指標だけで管理を行うと各都県間で不公平感が出てしまうため、共通言語として「漁獲量」を各都県ごとに割当て管理することが最も分かりやすく公平である、という提案です。さらには、１枚めくっていただいてページ下に14と書いてあるところで、目安とする数量の例として19百トン进行管理するにはということで管理の数値の案がこの場で出てきました。

当委員会は、この数値についての決定をする場ではないため、会長から関係各県の委員に自県の漁模様や資源管理に関する考え方等について意見照会がありました。資料の１ページに戻っていただき、アの太平洋南部キンメダイの資源管理についての２ポツめにありますが、鈴木委員からは、キンメダイ漁は深海の漁とっておりそれゆえ黒潮の影響の有無で同じ県内でも漁模様が異なること、資源管理は必要だが単に水揚が減っているというよりも潮流や食害の影響もあると感じており、実態調査を行うことが非常に重要であること、また、小型魚の規制をしたほうが良い等の意見が

出されました。こちらについては鈴木委員に補足をいただければと存じます。

次にイの太平洋広調委指示第38号（案）についてです。ここからは1ページの概要に沿って報告をしていきます。底刺網漁業の操業隻数の承認制は、現在、キンメダイの資源管理のため承認隻数1隻で操業しており、本年も引続き同様の内容で承認制度を行う予定です。これは和歌山沖の特定の海域で底刺網でキンメダイをとる漁業の承認に関する指示で、前回からの変更点は日付部分の更新のみです。なお、操業者は1者のみです。

こちらについては、有効期間を令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間として現行の指示の内容で更新することとなりました。

このほか、（2）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、既にマスコミを通じた情報提供があったのでご存知の委員さんもうらっしゃるかと思いますが、遊漁者に対して、30kg未満の小型魚は採捕禁止（全数放流）、30kg以上の大型魚は漁獲報告を義務付けることについて、また、指示の有効期間は令和3年6月1日から1年間を予定、といった説明があり、承認されました。

水産庁側の意図は、遊漁に対する規制の第一段階で、段階を踏んで周知したいとして、まずは広域漁業調整委員会の指示として発出したとのことです。現在、県内でも周知が少しずつ進んでおります。

最後にその他です。アの沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新については、太平洋クロマグロの資源管理推進のため、従来、自由漁業であった（許可申請や承認、届出の必要がなかった）曳き縄漁業や釣り漁業を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、平成24年度に当該委員会指示により届出制を導入しています。平成25年度以降は同委員会指示による承認制に移行しており、今回の承認の有効期間は令和3年4月1日から2年間。既に本県944名の手続きを終了しています。

次に、イの新漁業法に基づく新たな資源管理についてです。法律改正の柱の一つである資源管理について、資料を元に事務局から説明がありました。新漁業法下では、漁業者による自主的資源管理についても重きが置かれており、現行の資源管理計画から資源管理協定への移行について概要説明がありました。このほか、本日の添付資料として委員の皆様にお配りしております水産庁のパンフレットをもとに新しい資源管理の話題提供がありました。会場の委員からは、水産庁が新たな資源管理の中で扱う評価方法の特徴をきちんと踏まえた上で資源評価を行うべきといった意見が多数出されました。

最後に、ウの令和3年度資源管理関係予算について・資源評価やICTを活用した漁場探索の技術開発、漁獲報告システムの構築、収入安定化対策等を実施するとのことでした。こちらは資料の最後に予算概要を添付しておりますので後ほど御覧ください。太平洋広域漁業調整委員会の報告は以上でございます。

鈴木精会長、御出席ありがとうございました。以上になります。

○鈴木精会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、審議に入ります。このことについて御意見、御質問ありましたらお願いします。

私の方からちょっと補足をさせていただきます。この広調委の中で、今まで太平洋南部キンメダイの資源管理などという項目は一切ありませんでした。それが今回こういった項目が出てきたということはTACの匂いがしてきたなというような、そのような危機感を覚えたのですけれども。ただこの文書にも書いてある通りキンメの水揚げ量は、各漁協から県のほうに提出され、その水揚げの量を水産庁の方に報告していると思うのですけれども。ただ水産庁の方は、この数字だけで全てを見ているものだと思います。

ただ現状では漁をしている最中にサメにとられたりイルカにとられるような食害があったりだとか、今のような黒潮の大蛇行の中で、現場まで行っても操業できないで帰ってきたりだとかという日が多々あります。だからそういう評価をするのだったら全てそういうところまで含めたものの中の正しい評価をして下さいと。それでなくても私を含めた零細漁民は、資源管理のために操業できる日を今までは4月から9月いっぱいまでは週に2回は完璧に休むとか、ひとつの漁場を3年間禁漁にするとか色々な方法をとっています。そういう形でやっけてもちゃんとした数字が出てこない。まだそういうふうに見てもらえないというのが非常に残念な話です。

ただ稲取の例なんですけれども、まあ漁がないなあという中で、月間で4トンだとか5トンとかいうのを3月は13トンくらいの水揚げがあった。4月に入っても順調に水揚げが伸びています。じゃあそれは何なのか、そういう数字をみて、資源が低いというような評価ができるのか。それは多分、自然の環境の中でキンメに適した潮の流れになったりだとか、そういうものが含まれているからだと思うんです。だからそういう形で研究している先生の方にもその辺まで加味して、ちゃんとした結論を出していただければと思います。これは私のちょっと私的な意見でどうもすみません。

○高田委員

いいですか。

○鈴木精会長

はい、どうぞ。

○高田委員

キンメのことで、今、鈴木会長から言われましたとおり、私もこの一都三県のものには出席しております。水産庁の方が、やはり大きな枠の資源量では確かに減少しているのですが、鈴木さんが言ったように、大蛇行とか色々な状況によってはその漁場が一時的には回復というか、潮まわりが良ければ魚が釣れると、そういう状況の中で今一番漁業者が困っているのはイルカやサメ、バラムツの食害と、魚が釣れる時にそういう身欠けてくるという大きな数字があるんですよ。

だから漁業者にもしっかりとそういうものをつけろということを役員、上層部に言って徹底しろと、そういう食害の数字があることが水産庁にもやはりわかってない。食害を受けた魚が釣れるからそれを記録に残そう。捕食する魚が出てくるので、魚が釣れないときには一切漁場には入りません。だからその数字が出た

以上の、1/3なのか1/2なのかはわかりませんがかなりの量というのがある。それが、漁業者が努力して努力して魚を釣れるようにしたらそういうものがあって本当の数字というものは出てこない。だからそのところをもう少し理解してほしいのと、漁獲量の1,900トンという数字は、千葉で行われた一都三県の部会の終わりに、水産庁から「皆さんはキンメダイの資源をどのようにしたいのか」と問われ、漁業者からは満場一致で増やしたいと返答したところ、本年2月の本会議で初めて出てきた数字です。本県の漁業者は水産庁との話がまだ出来ていないということですが、一部の漁業者ではTACありきの考えで事が進んでおり、困惑している状況ですので、水産庁には漁業者との話し合いをしていただきたい。以上です。

○鈴木精会長 ありがとうございます。他にご意見ご質問ありませんか。

○鈴木伸洋委員 よろしいでしょうか、鈴木伸洋ですが。

○鈴木精会長 はい、どうぞ。

○鈴木伸洋委員 ありがとうございます。松浦さんちょっと教えてほしいのですが、私の勉強不足なのですが、新漁業法における資源管理の考え方なのですが、資源計画を漁師さんというか漁協が策定して、資源管理を科学的な根拠に基づいてというようなことをずっと言ってきたわけですが、今後は資源管理協定へ移行する。それでこの協定というのは私が勉強した限り、ちょっとわかりにくいのですが、どんなイメージで水産庁は説明されたのかちょっと教えてほしいのですが。

○松浦主査 はい、わかりにくいとおっしゃられて、そうですねというところが若干あるのですけれども。水産庁としての説明の中では、やはり今、資源評価をTAC魚種だけではなくて、新しくTAC魚種以外の資源評価をもっと増やしますよ、という話をしていて、今よりもたくさんの魚について国とか県が評価をやっていきますよ、なので、今資源管理計画を作っている魚種の中でもTAC魚種以外も資源評価する魚種が出てくるので、その評価に対する取り組みを反映させたものとしての資源管理協定の説明が主になっています。ただ自分が資源管理計画の担当をしている中で思うのは、今漁協さんの名前で計画があがってきて、その中に、参加者として漁業者さんのお名前が参加者名簿にあるのですけれど、今度からは漁協の名前というのではなくて、協定なので漁業者さんが締結していくというふうになるので、感覚としては、漁協が作っているからとかではなくて、漁業者さん同士で締結しているからこれを守っていこうね、というそういうニュアンスになっていくかと思います。ただ国の説明はやはり資源評価をバンバンやっていくのでそれを反映した書き方になっていますというところが大きいかと思います。

○鈴木伸洋委員 なんとなく上から目線ではなくて、現場である程度話し合って、それでできることをやっていこう、ということを中心にしたのはわかるのですが、やはり新漁業法の中でも、例えば、海区調整委員会にも関わるのですけれども、漁場計画

とか漁業の実態報告というようなものが義務づけられていますよね。これと協定という言葉が、なんとなく、こういうような協定を結びましたとか、こういうような考え方でやっていますというようなことを報告すればよいというような論理になるとちょっとおかしいかなと思って。この協定という言葉が日本語の難しさなのですが、あまり良くわからないと。ある程度計画を元にして、それぞれで、あるAとBがあつてそれぞれが計画を組んだのだけれども折が合わないときもありますよね。そういうようなところをどのような形で協定的に収めようという話なのかどうか、よくわからないのですよね、ここがね。ですから新漁業法で、計画でなくて協定に移行するというのが新漁業法のどのような哲学に通じてくるのかというのがあまりよく読めなかったのですが、松浦さんの個人的な御意見はどうでございましょう。

○松浦主査

はい、個人的意見で回答いたしますけれども、先生がおっしゃるように最初に協定と聞いたり、協定を締結することができるとか、相互監視のもと、例えば協定に従わない人はこれこれこういう手続きがあると外すことができるとか、普段からルールを守らない人を協定の中に入れることができるとか、割とキツめのことが書いてあります。ただ、それはそれだけれども、実際に漁業者さんたちが資源管理をやっていくときというのは、協定があつてもなくても本当に自主的にやっていて厳しい地域というのは、お互い浜で相互監視とか、ルール破ったら、「お前それは違うだろ」、というのをビシビシやっている印象でおりますので、やはり先生おっしゃるように言葉がキツイのですけれども、割とこの辺のところを話すと、業界のことをわかってらっしゃる方は、「うん、今でもやっているじゃないの」とおっしゃる方もいらっしゃるので、うまく進めていけたらな、というのが感想です。

○鈴木伸洋委員

あまり水産庁のHPを見ても、あ、こういうことに変わったんだな、というのがあまりイメージが湧かないところがあったので、またこちら辺について情報があれば、この委員会のなかでも紹介していただければと思います、よろしく願います。

○板橋局長

一点よろしいですか。今の鈴木伸洋先生の答えになっているかちょっとわからないですけれども、水産庁から聞いている範囲でどういうものか、という話ですけれども、自主管理協定制度自体は、旧資源管理法においてですね特定水産資源対象に規定されていたわけですけれども、それが特定水産資源以外の水産資源についても対象とできるように拡充しましたよ、と。制度趣旨としては、規制などに基づく措置であるとか、或いは海区漁業調整委員会の指示といった、公的な規制措置というのも行うことができるけれども、漁業者自身の話し合いによって、実効性が高まったり、行政コストが削減されると、こういったことの効果が期待される。それから資源水準に対応した操業秩序の形成にも役立つと、このようなことから導入されたと、そのような趣旨だと聞いております。

○田口委員

すみません、漁業法の中のこれを見ると、多分協定の締結は124条だと思うの

ですね。そうすると、漁獲割り当て管理区分以外となっているから、数量管理じゃないところは協定でいきましょう、というふうに理解してよろしいのですか。

○板橋局長

その通りですね。この制度はあくまで漁獲可能量による管理を補完するための制度でして、漁獲割り当て管理区分は制度対象からは除外されているということです。

○田口委員

先ほどのキンメダイの話だと、例えば自主的に管理しているということで説明があったのですが、ここに数量規定を入れるとなると、ここは自主的管理規定の効果はなくなる、というふうに思っているのですか。これまで自主的に漁業者が頑張ってキンメダイを獲らないというような入口管理をしてきたのですが、これからは数量管理になりますよと。じゃあ今までの自主的なやり方は無視してもいいよ、というふうに理解するものなのですか。

○板橋局長

それはおそらくですね、漁業法上の自主的な資源管理協定なのかどうかということがあって、今までも自主的な協定というのは漁業法とは別個に存在していたわけですよ。そこについては、これからも別に有効になっていくわけで、あくまで漁業法上の資源管理協定かどうかというところが違うということではないでしょうか。

○田口委員

逆に、別の県の話なのですが、将来を見越してなのだと思うのですが、今の中に、キンメダイの漁獲実績を上げよう、とあって、キンメダイを獲ってない人達が獲り出しているという現状がどうもあるらしくて、それって私なんかはおかしいな、と思うのですが、何かそこら辺のところ、駆け込みで獲りだす人とか出てしまったら、今まで自主的管理していた人達がかわいそうではないのですよね。

○板橋局長

最初に鈴木精会長、高田委員から意見と関連するのですが、ご指摘の通りですね、自主管理をやっているという現状が、今の水産庁がやっている資源評価では、どうやらあまり反映されていない実態があって、食害があるとか、あとは静岡県に関することだと黒潮の大蛇行、そういったものの影響もあまり加味されていないのではないかと思われる節があると。こういったことはですね、静岡県としては、どんどん主張していかなければいけないというふうに思っております、これまでも資源管理のロードマップに関する説明会だとか国が主催のものも開かれてきましたし、伊豆のキンメダイの漁業者を対象とした意見交換会などもこれまでありましたけれども、そういった場でも我々は主張してきたところです。漁業者の皆様にもご協力いただきまして、意見を言っていただきました。こういった活動は引き続き県としても続けていきたいと思っておりますし、水産研究・教育機構がやっている資源評価の場というのもありますので、そういったところでも、そういう実態というものを反映したものにすべきだということも言っていきたいと思っております。

○田口委員

ありがとうございます。アメリカとかの数量管理の事例とかを見る限りだと、科学者のデータが正しいのかというところが論争になっているみたいで、実際過剰漁獲されたといわれたものの3割が、実は後になって発見されたデータからするとその時そうでなかったみたいな事象があったりするのですよね。そうなると、資源回復計画みたいなものを作っていたけれども、それはいったん中断してもいいかな、というようなそんな話も出てきているらしいのですね。がちがちに数量管理でやり続けるということではなくて、データが出て、新しい情報があればそれに併せて管理方法というものも変えていく、そういうような世界にやはりしていかないと漁業者さんが疲弊してしまって漁村自体がやはり力をなくしていくと思うのですね。資源が回復したときに我慢していた漁業者がいなくて、誰が次に獲るの、という状況になったらやはりそれは本末転倒だと思うので、そこのところをうまい感じでやっていただけたらな、と思っております。

○鈴木精会長

ありがとうございます。はい、李委員どうぞ

○李委員

私も先ほどの田口委員と同じなのですが、スライド資料を見ると、いかにも数量管理に色々なメリットがあるのだな、ということにもっていき、という印象を受けていると感じます。広域委員会の中で、そういう議論が出たかということをお聞きしたいのですけれど。漁法の違いなのですよね。数量管理をすると漁獲圧を抑えられるという話なのですけれども、おそらく立て縄漁法というものと底立てはえ縄漁法というものの漁獲圧がある程度違うところもあるでしょうし、もうひとつのメリットとして参入規制がかかるので漁業収入が上がるということもあるのですけれど。今の管理の仕方でも底立てはえ縄の方は知事許可になっていますよね。ということは参入規制がかかっているという話でもありますので、要はTACを導入するとしても漁法の違いによって扱いを違うようにするとか、漁法の違いの話で議論になっていたかどうかをお聞きしたいのですが。

○松浦主査

はい。同日なのですけれども、報告の中でも申し上げましたように、わりとこの話が突然出てきたというのと、その数値とか考え方そのものについてマルとかバツを下すような場所ではなかったのが、会長さんが司会をされていたのですけれども、各県の委員さんに今の漁模様ですとか、特記事項があればおっしゃってくださいということでした。実際、鈴木精会長は管理方法まで言及したのですけれども、他県さんは、黒潮がこうだから獲れないだとか、うちは影響ないですとか、自分たちが気にしているのはこういうデータなのです、くらいで止まったのですけれども。最後の方で新漁業法に基づく新たな資源管理の議題の中で、色々な意見は出されましたが、そこで漁法による違いだとか細かいところまでは出なかったです。ただ資源評価をやる方法で、この方法だとこういう部分が見えないんじゃないか、とかこういうものが反映されないで数字が出てしまうのでは、だからこのやり方が完璧ではない、それがわかった上で計算をしなさいよ、といった意見は後の方で出されましたね。

- 李委員 そうですね、ありがとうございます。
- 鈴木精会長 他にありませんか。それでは、ご意見が出尽くしたようですので、（４）報告事項につきましては原案のとおり了承していただけますでしょうか。
- 各委員 はい、異議なし。
- 鈴木精会長 はい、ありがとうございます。それでは後は「その他」に入ります。日吉委員何か言いたいことがあるということですが。
- 日吉委員 はい、２点ほど。ちょっとお話をさせてください。私は定置網で、日本定置というところの役員をやっておりますけれども、沿岸では日本定置が唯一、組織で戦っている。今の新漁業法におけるTACとか、いろいろなことで今水産庁とバチバチやっているところです。その対策委員は、全国から選ばれた４人おります。
- 数量管理に移行すると言うのはもう大体決まっていますね、例えばキンメは多分直近の３年でやってくるはずです。必ずやってくる。さばはやられました、スルメイカもやってきました。私思うんですけれども、よく資源評価、評価と言うんだけど、今まで、僕ら現場の漁業者がですね、研究所や研究者が言うこと、当たったことがないというのが実感です。それをまた新しく導入してやろうと。今までの資源評価の反省をなくして、そんなことをやったら現場が疲弊するに決まっています。まず今までのTACありますよね、スルメイカなんか獲ったことのないような数字が出てて。さんまもこんな不漁だということに、実際に４倍くらいのTACがあるわけですよね。そんなTACをやっていますね、今度は沿岸に広げようとしている。
- もうひとつ思うことはですね、以前からしらすの委員の方もいたと思うんですけど、サクラエビもキンメもそうですね。私は定置ですからおおよそ百何十種類の魚を獲っているわけで、他の方々の一魚種をとっている漁業とちょっと違うと思うんですけれども。思うことは、気にしないでいただきたいのだけれども、黒潮の大蛇行があるから今漁獲が落ちているということのを再三言ってしまうと何が起きるかということ、じゃあ黒潮の大蛇行が終われば絶対資源が増えてみんなハッピーでしょという話になってくるんですよ。僕は黒潮の大蛇行が要因のひとつにはあると思います。でも明らかな過剰漁獲があるはずなんです。そこで沿岸の人が国と対抗するには、黒潮の大蛇行、大蛇行という、その弁解ができない。じゃあ黒潮の大蛇行が２年後になくったら皆ハッピーになって、漁獲が戻るという話になる。僕たちも資源管理をやるから、今の定置みたいに、積立ぶらすで下げ止まりがない制度を作ってくれ、というのが沿岸を守る一つの手法ではないかと思っています。定置も非常に厳しい、クロマグロは特にそういう資源管理をされているわけなんですけれども。それはそうやった対価を制度的にフォローする、というのを目的にしなければ。黒潮が要因のひとつというのは十分わかるんですけど、それが主な原因じゃないと思いますよ。やっぱり過剰漁獲というのが絶対あるはずだし、特に回遊魚についてですね、北部太平洋。銚子より上の

大臣免許の大型まき網だとか、ああいうものをしっかりと管理しなかったことで、こういうことになっていること自体も言えなくなると。大蛇行でさばもあじもいなくなってしまったというストーリーになってしまうと、今の北部太平洋の実態についてですけれど。例えば先々週も僕は和歌山の串本というマグロ養殖のところに行きました。そしたら、150gのさばを餌にして、マグロに1日80トンあげるといいますよ。年間にしたらどれくらいですか。今までこのさばっていうのは値がつかないから獲ってなかったはずで、まき網で。それをマグロ養殖が盛んになってですね、1キロを増やすのに15キロも餌をやるような非効率な養殖だから、それに値段がつくようになったら一齐に、石巻や銚子も水揚げをする。そういうのを散々に獲りすぎたことがさばの漁獲が減ったのだと思うんですけど。そういう一点のところをちゃんと見て言わないといけないし、資源評価が今まで当たっていて、高位だ中位だ低位だというのは科学でもなんでもない、僕らに言わせれば。そんなアバウトな評価なんてないはずだから。僕は研究者も反省してほしいし行政も反省してほしい。資源評価が当たったことありますか。当たったことない。例えばまさばが、非常に爆発的に増えたところでも出ていましたよね、3年くらい前に。そんなことは誰も言わなくなった。今度はまいわしが増えているといい始めた。まさばの大発生群があったというのはどこへ行ってしまったんですかね。僕らはまさば獲っていませんよ。今はまさば獲れているんですか。

○橋ヶ谷副会長 今は全然獲れていないです。

○日吉委員 いないですよ。当たっていないんですよ。だからそこから反省してもらわなければうまくいかない、ということと、それは私の個人意見で、日本定置でも出ている意見なので、ここで言わせてもらいました。

もう一点、マグロの管理期間が、この4月から第6から第7になりましたけれども、ちょっと違うところがあると思うんですけども、松浦さんにはそこを委員の皆様にご教授させていただきたいと思っております。

○松浦主査 去年と違うのは数字的な枠のことですか。

○日吉委員 あと自主管理のことも。僕らがどれだけ厳しい自主管理をしているかということも松浦さんの方で答弁お願いしたいと思います。

○松浦主査 資料はないのですが、今、日吉委員からクロマグロの資源管理について御意見出ましたので、今まで委員さんだった方は散々私からいやというほど聞かされてきたと思いますし、新しい方にはわかるように話をしたいと思うのですが、太平洋にいるクロマグロというのは資源がものすごく少なくなっていますという話がありまして、世界の中で平成22年から漁獲量の管理強化を実施してきました。

特に日本がマグロを獲り過ぎているという話があったりしてですね、日本の中でマグロのとり方を厳しくしましょうというふうになってきています。実際にですね、最初はかなり自主的なところに任せながら、やりながら、なんです

けれども。今まで自由に獲っている種だったものですから、なかなか浸透するところに苦勞をされた。漁業者さんもですけど、県の人、国の人、非常に苦勞してやってきたのが、過去の資料なんか見ると良くわかります。漁獲量の総量の管理というTACという名前の管理が県単位になったのが平成30年の7月からですね。この海区の中でも非常に厳しい意見交換がされた中で、何とか県の計画を作って、静岡県はマグロを何トン、小さいのと大きいのを獲っていいですよ、というのを決めてやってきています。

今ですと4月から翌年3月までの長い期間の中で、クロマグロの卵を生む前の成熟する前のものと、成熟したあとの大きなものに分けて数量を管理しておりますけれども。制度自体はそれほど大きく変わってはいないのですけれども。自分が変わってきたと思うのは、非常に漁業者さんの意識が変わってきて、数は上限を守る、だけどギリギリまでうまく獲るぞ、というところが変わってきてくださっているのかなと思います。

昨年と今年の違いをといるところなんですけれど、やり方自体は変わってはいないのですけれども、卵を持つ前の小型魚、とはいっても30キロなんでこのように大きなものにはなってくるんですけど、そういうマグロを、県が様子を見ながらそれぞれの漁船の方、定置の方に分けるといったそういう配分がありますが、それぞれの漁業で自主管理しているけれども、放流とか出漁を控えるとか管理をしている中で、どうしても数量が申しちゃうときに、県が持っている分を分けますよ、という枠の量を増やさせていただいております。

卵を持つサイズより大きいものについては変わってはおりません。

本来、この海区の中で、繰越といって前の管理年度で余った分を、それぞれの県に枠があって、全部使い切らない、オーバーしなかった県については残った分は一定量繰り越せますよ、という制度があるものですから、その繰越の追加ですとか、あと国がうま後で配分するという数量がありまして、本当は追加配分の数量をこの海区でかけたかったんですけど、数量の集計が全国的に間に合わなかったものですから、この場では割愛をさせていただきました。不足の点はございますか。

○日吉委員

ちょっと間に合わなかったということですよ、この海区に。

○松浦主査

本当は海区のこの場でですね、静岡県の自県繰越と国からの留保の再配分の諮問をさせていただきたかったのです。去年、資源管理を御協力いただいて、成熟前の小型魚については違異業種間で、漁船の方から定置にある程度の枠を出していただいたとか、定置から大型の30キロ以上のサイズを、定置にはもう入らないから漁船で使って、というふうにして、割と異業種なのに交換があったというのが、静岡すごいというのが、やりながら、委員さんの中にもたくさん調整をしてくださった方がいらっしゃるんですけど、そういう中で数字を見ながらやっておられます。おかげさまで大型魚は消化率が8割を超えまして、国の中ではたくさん消化した県はボーナスをあげますということで、それがつく予定であります。

ただですね、本当はここで海区にかけて数字を変えますという話をして、ど

んどん今年のマグロの枠を変えたかったんですけど、全国集計がどうしても間に合わなくてですね、今日この海区に諮ることはできませんでした。6月にお諮りをして早急に県の枠を増やしたいと思います。一応、相当な量が小型魚も大型魚ももらえるつもりであります。

○日吉委員

そういうことになってしまったので、県下の定置では自主管理して7月までの枠をはっきりと守るという姿勢を今後もとりたいと思います。

先ほどの黒潮大蛇行の話ですけど、僕は戦い方を言っている。戦い方って言うとなんか変かもしれないけれど、黒潮の大蛇行の影響ばかり発信してしまうと、制度的な、せっかく積立ぶらすと資源管理とTACが入ったものには手厚い保障がもらえるのに、そっちにいかないんじゃないかなと思ったんで、そういう発言をしているわけです。

黒潮の大蛇行の話は要因のひとつであると思うけど、私は主な要因じゃないと考えています。単一魚種ではわかりません。キンメとかシラスとかサクラエビのことは僕はテリトリー外なんで。定置の僕は130種類獲っている中では、絶対ほとんどの原因は過剰漁獲だったり乱獲だったりすることが原因だからこのようになってしまっていると思うんですけども。国もマスコミなんかもそうですけれども、中国漁船が獲っていると言う。でもサンマだって日本が一番獲っているじゃないか、いかだって北朝鮮の木造船がどれだけ漁獲できるのかと。釣りじゃなくて、まき網が三陸沖でまいてるんじゃないか。トロールだってあんなにとって。そこから目を離して違う方に今行っちゃっていると思う。一般の人に対して、感情で「魚獲れなくなっているらしいね」と、そうじゃない。大臣許可の人をちゃんと管理していない、はっきり言うと。ステークホルダー会議に行くと、国のOBの方が事務局としてずらっといますよ。OBの方の列ですよ。完璧な圧力ですよ。沿岸の人達は一人二人くらいいて圧力も何もない。そんな感じが現状だってことを、僕も国の会議に再三出席しているので、思いません。ステークホルダー会議で漁業者の意見を聞くって言うけれども、沿岸は誰も出ていない。サバのときも。150人や100人いる会議ですよ。僕が見た感じじゃ10人くらいしかいない、漁業者が。あとは研究者とか大学の人達だとか、後は圧力団体ですよ。

会長、ちょっと漁師っぽい言葉で話して反省もするんですけど、そういう現実を見ないと、資源管理というのはなかなか難しいと思うところです。すみません以上です。長くすみませんでした。

○鈴木精会長

はい、日吉委員ありがとうございました。ちょっと付け加えます。黒潮の大蛇行について色々言われましたけれども。ただキンメに関しては黒潮の大蛇行の影響を示すデータが手元にあります。その時の3年間は、昭和50年代に稲取の漁船、乗組員の多かった時代に年間50トンというのが3年間続いたんです。それが試験場の調べだと黒潮の大蛇行なんです。その当時は余計漁がしづらかったんでしょう。その回復した翌年に150トンとか200トン、最終的に四百何十トンまでの水揚げがあがってきたということですよ。なのでそのへんも少しは影響のひとつかと思います。

先ほど高田委員から一都三県の話が出ましたけれども、私の方から地元から一都三県に出る船団長の代表に、水産庁の前では資源量がないとか、魚が釣れないなんてことは絶対に言うなど。それを言った時点で向こうはどんどんと攻めて来るぞと、という話をします。それは私もいろいろな会議に出てきて、それは私も水産庁に、局長を前に失礼ですけど、そういう印象がありました。積立ぷらすも、全部が全部加入している方がいいんです、とそう言うんじゃないかと、積立ぷらすには高い掛け金を払ったりしている中で、稲取あたりではキンメ船が40隻くらいある中で加入者は30隻まで満たない状態です。国の方にしてみれば積立ぷらすとかそういうプランがあるから、その間、漁は減らしてもそれで補給すればいいだろうという言い方をされても、私のところは困ります、といった部分があります。

ちょっと余計なことをお話ししましたけれども、時間も今までになく長く続いてしまいました。議長の仕事の仕方が悪いと反省しておりますけれども、それでは次回開催日程について、事務局から説明をお願いします。

○市川技師

はい、それでは次回開催について御報告させていただきます。次回は6月22日（火）、静岡県庁で午後2時からを予定しております。

主な議題としましては、静岡県資源管理方針の変更（まさば及びごまさば）について等を予定しております。よろしくお願いします。

最後に一点、お知らせがございます。委員の徽章を机の上に配布させていただきました。すでにお持ちの方もいらっしゃると思いますが、お納めください。Web参加の委員の方には、後日辞令書とともに郵送いたします。以上になります。

○鈴木精会長

次回は6月22日（火）になるということですので、よろしくお願いします。

以上で第22期第1回海区委員会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

委員会開催前にも御説明いたしましたが、改めて会議及び議事録の取扱いについて説明させていただきます。漁業法の規定により、会議は公開であること、議事録を作成しこれを縦覧に供することになっています。

先ほど会長から御指名のありました本日の議事録署名人の日吉委員と、三浦委員におかれましては、後日議事録をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第22期第1回目の海区漁業調整委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（ 終了 17:25 ）

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年4月23日

議長

鈴木 精



議事録署名人

日吉 直人



議事録署名人

三浦 綾子





森木金
入道
以